

**NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業
業務委託仕様書**

1. 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、仙台市契約規則に従い、委託者の仙台市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託する「NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業」（以下、「本業務」という）に適用する。

(2) 通則

- ①本業務は、仙台市契約規則に基づくほか業務委託契約書、本仕様書、業務計画書によって行う。
- ②本業務を行うにあたり、乙は甲と綿密に連絡を取るとともに、甲の指示に従わなければならない。
- ③乙は本業務の遂行にあたり、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、下記の事項を厳守しなければならない。
 - i) 乙は、本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や甲から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - ii) 乙は、甲から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、また、第三者へ提供してはならない。本業務が完了した後においても同様の取り扱いとする。
 - iii) 乙は、情報を記録した書類または電磁的記録媒体の複写及び複製をしてはならない。
 - iv) 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生し、または発生する恐れがあることを知った場合、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。
 - v) 乙が前各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、甲は本契約解除等の措置及び損害賠償請求をすることができる。
- ④乙は、本業務の着手前に業務計画書を甲に提出し、承認を受けなければならない。なお、計画書には次の事項を含むこととする。
 - i) 着手届
 - ii) 業務内容
 - iii) 業務履行計画表
 - iv) 業務担当者届（実施体制）
 - v) その他甲が必要と定めたもの
- ⑤乙は、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに甲に連絡し、その指示に従うものとする。
- ⑥本業務は、成果品及び完了届その他完成に必要な図書を提出し、業務完了の確認または成果品の検査に合格した場合は業務完了と認める。ただし、業務完了後に成果品に誤り等が確認された場合は、乙は、甲の指示により速やかに修正または再作業を行うものとする。また、その費用については乙の負担とする。

2. 事業名

「NanoTerasu シェアリング 2000 利活用推進プロモーション事業」

3. 業務の目的

本事業では、NanoTerasu の利活用が期待できる企業を対象に訪問活動を行い、「NanoTerasu シェアリング 2000」の利用者の獲得を目指す。NanoTerasu は幅広い業種での利用が見込まれるものの、甲が接点を有する企業は限定的であるため、多くの企業との接点を有する乙に企業訪問活動に係る業務を委託する。加えて、本市の研修会等に関するオンラインセミナーを開催し、実際の NanoTerasu 利用に繋げる。

4. 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

5. 業務内容

(1) NanoTerasu シェアリング 2000 利用者の獲得に向けた未接触企業への企業訪問【訪問数:15社以上】

事業分野と利用に係る費用負担の両面で NanoTerasu の継続的な利用が見込める企業且つ甲が未接触の企業をリストアップし、そのリストを元に企業訪問のアポイントメントを行う。対象企業は、地場（東北6県+新潟県）企業を中心にするが、その他の地域の企業も対象とする。

なお、訪問は、受託者及び甲担当者（必要に応じて技術的専門家も帯同）が行う。訪問時期は、年内を基本とする。

i) NanoTerasu シェアリング 2000 の利用が期待できる企業のリストアップ

NanoTerasu との親和性に加え、NanoTerasu の利用に係る費用負担への耐性等の経済的視点も折り込み、対象企業をリストアップすること。訪問先リストについては、過年度に甲が接触した企業を除外するなど、甲と打合せの上、優先順位を付けて決定する。

また、訪問先リスト作成にあたっては、過年度までに甲が取得した企業リストを含めて検討すること。

ii) リストアップした企業に対し、訪問のアポイントメント

i) でリストアップした企業に対しアポイントメントを取得する。アポイントメント先は、研究開発に係る投資の意思決定に携わる者とし、さらに技術的な視点を有する者を基本とする。訪問日程の調整にあたっては、原則として、甲が指定する候補日程の範囲内で調整し、訪問当日の14日前までに確定させること。ただし、訪問先の事情等により、実施方法がオンライン面談となる場合は面談当日の7日前までに確定させること。なお、アポイントメントが取得できなかった場合でも、必ずその経過について記録を残すこと。

iii) 訪問時の同行

甲担当者と共に企業を訪問すること。甲の判断に応じて技術的専門家が帯同する場合もある。

※乙の訪問に係る費用は委託費に含め、乙から支払いを行う。

訪問時の資料は乙において必要部数を用意し、甲担当者が次に掲げる事項を説明する。乙は主にファシリテーターとして同席し、甲担当者と共に、企業の利用意欲等を確認すること。

- ・訪問趣旨

- ・「NanoTerasu シェアリング 2000」及び関連支援制度の説明

iv) 訪問終了後の訪問レポートの作成

訪問後は、面談内容をまとめた訪問レポートを作成する。なお、レポートの形式等については事前に甲に提示を行い、了承を得ること。

(2) オンラインセミナーの企画・開催【回数・時間：1回・120分】

企業や公設試などを対象として、シェアリング 2000 の利用及び NanoTerasu 測定研修会の参加を促すことを目的として、本市の支援制度の説明、及び、NanoTerasu の測定手法の説明や測定事例の紹介に関するオンラインセミナーを開催する。開催時期や登壇者については、甲担当者と相談の上、決定する。

i) セミナーの企画

本市の取組（シェアリング 2000、NanoTerasu 測定研修会等）や NanoTerasu の測定手法や測定事例が分かりやすく伝わるプログラムを企画する。また、参加者を確保するための周知を行う。なお、セミナーの開催概要は以下のとおり。

- ・開催方式：オンライン形式

- ・開催回数：1回（120分程度）

- ・参加対象者：企業及び公設試など（一般市民は対象外とする）

- ・定員及び参加費：定員及び参加費は設けないものとする。

※セミナー開催に係る費用については委託費に含め、乙から支払いを行う。

ii) セミナーの運営

セミナーを円滑に運営すること。なお、下記業務も含む

●参加者の募集・受付・管理

- ・参加申込み方法は、乙が作成するプラットフォーム上での受付とし、申込み状況を適宜報告するほか、参加者リストを提出する。なお、申し込みフォームについては、甲と相談の上で入力内容などを決定し、作成すること。

iii) 実施後のアンケートの実施とレポートの作成

参加者へのアンケートを作成し実施。実施後は集計結果を報告すること。アンケート項目は、甲と協議のうえ決定する。

(3) 全体統括

i) 事業の進捗管理

- ・事業を円滑に進めるため、甲との定期的な打合せを実施すること。
- ・本業務において打合せを実施した際には、速やかに議事録を作成し提出・保管すること。

ii) 総括報告書の作成

- ・5（1）及び（2）の業務完了後、業務実績を取りまとめ、総括報告書を作成すること。

iii) 成果物の納品

- ・業務完了届に併せて、以下について紙媒体又は電子データにより提出すること。

【紙媒体】

- ・総括報告書及び立地支援策を取りまとめた概要資料 2部
- ・その他、甲が必要とする資料

【電子データ】

- ・総括報告書及び立地支援策を取りまとめた概要資料（PDF データ）
- ・その他、甲が必要とする資料

6. その他留意事項

- ・業務の実施内容を仕様書等関係書類と照合し、訪問企業数や数値目標に対して不足があると甲が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことがある。
- ・連絡方法については、電子メールを基本とするが、必要に応じ対面・Webでの打合せを実施すること。
- ・本業務にあたり作成された資料等の著作権（著作権法第27条及び、第28条の権利を含む）は、甲に帰属するものとし、その全て又は一部を自由に加工し、利用することを許諾すること。
- ・セミナー実施にあたって乙は統括責任者を配置すること。統括責任者は、委託業務全般における統括的な業務を行うこととし、全業務従事者の管理・監督を行うものとする。
- ・本業務にあたり作成された資料等の著作権は、甲に帰属するものとする。
- ・乙は、本業務実施における企画立案、手法の決定、業務進捗管理、業務品質の確保等について再委託することはできないものとし、その他の業務の再委託については書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- ・本業務の広報等を行う場合においては、甲からの受託事業であることを明示すること。
- ・本業務の経理を明確にするため、乙は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、契約終了後も甲において閲覧が必要になった場合は協力すること。
- ・仕様書に定めのない事項は甲及び乙の協議により決定する。

7. 担当

仙台市経済局イノベーション推進部産業集積推進課

ナノテラス利活用推進係（担当：関口）

TEL:022-214-3154 FAX:022-267-6292

E-mail: kei008070@city.sendai.jp